

既設 太陽光発電設備を設置している事業者又は個人の方

令和8年4月1日より、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに良好な地域環境等を保全するため、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定しています。

対象：発電出力が合計10キロワット以上の太陽光発電設備（屋根置き除く）

1. 手続きの流れ

(1) 事業の開始（既に発電事業を開始しているものを含む）

【提出書類】

- ・ 事業開始届出書（様式第5号）
- ・ 誓約書（様式第4号）
- ・ 事業者の住民票若しくは住民票記載事項証明書、又は戸籍謄本等（法人にあっては、登記事項証明書）の写し
- ・ 事業区域について、所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類の写し
- ・ 太陽光発電設備の構造図及び配線図
- ・ 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類（任意様式：市HPから様式入手可能）
- ・ 太陽光発電設備設置後の事業区域全景及び標識が設置されている状況が確認できる写真
- ・ 事業区域の位置図

各様式のダウンロード等
市ホームページはこちら



(2) 変更の届出（次の変更事項等があったとき、速やかに提出）

当初の「事業開始届出書」の内容を変更するとき

【提出書類】 ・ 太陽光発電事業変更届出書（様式第6号）

太陽光発電事業者の地位を承継したとき

【提出書類】 ・ 太陽光発電事業地位承継届出書（様式第8号）

※注意事項 事業譲渡などの重要な変更は、説明会の開催が必要となる場合があります。

(3) 事故等の報告（措置を講じた後、速やかに提出）

事故、災害の発生により太陽光発電設備が破損したとき

【提出書類】 ・ 事故等報告書（様式第7号）

(4) 事業の廃止（太陽光発電設備の稼働停止の30日前までに提出）

【提出書類】

- ・ 事業廃止届出書（様式第9号）

(5) 設備の撤去 (太陽光発電設備の撤去後、速やかに提出)

【提出書類】

- ・ 撤去完了届出書 (様式第10号)

【提出方法】持参、郵送、Eメールのいずれかの方法でお願いします。

2. 手続きに関する Q&A

質 問	回 答
Q : 標識はどこに設置すればよいのか？	A : 太陽光発電設備の用地の入り口など、道路その他公共の場から見えやすい場所に設置してください。
Q : 事業主体が変更となる場合、どうすれば良いのか？	A : 承継届の提出と合わせて、事業の譲渡や合併などの重要な変更となる場合は、改めて、地域説明会を開催する必要があります。
Q : 届出は代理でも良いのか？	A : 代理の方でも届出は可能です。
Q : 条例に基づく届出をしなかった場合は、どうなるのか？	A : 本条例に基づく指導や勧告に従わなかった場合、氏名公表となることがあります。
Q : 既設設備の届出の期限はいつまでか？	A : 令和9年3月31日までに提出する必要がありますが、なるべく早めの提出をお願いします。



《お問い合わせ先》

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地 環境政策課
☎0834-22-8324 E-mail:kankyo@city.shunan.lg.jp